

WTO体制における知的所有権保護

—一方主義から多角主義へ—

Protection of Intellectual Property Rights in WTO

山口 直 樹*

Naoki YAMAGUCHI

はじめに

GATTのウルグアイ・ラウンド交渉¹の結果成立した世界貿易機関（WTO: World Trade Organization）体制が発足してから1年余りになる。従来のGATTは、国際貿易の自由化を通じて戦後の国際経済の発展に多大な貢献を果たした。しかしながら、貿易や直接投資の急速な拡大に伴う世界市場の一体化（グローバル化）や技術革新の加速化、経済のソフト化等の国際経済環境の変化に伴い、従来のモノの貿易のルールのみでは実際の多様な貿易を律し、多角的な自由貿易体制を効果的に維持・強化することが困難となっていた。そこで、ウルグアイ・ラウンドにおいては、モノの貿易のみならず、知的所有権、サービス貿易、貿易関連投資措置という新しい分野がとり上げられ、これら新分野をも規律する包括的な貿易機関が設立されることとなったのである。

本稿では、新分野のうちの知的所有権の問題をとり上げる。知的所有権問題は、東京ラウンドにおいて不正商標商品（いわゆるニセブランド）の貿易を防止する協定が米国、ECより提

起されたが、交渉参加国の合意が得られず協定成立に至らなかったという経緯がある。WTO協定においては、特許権、著作権をはじめとする従来からの知的所有権のみならず、コンピューター・プログラムといった既存の条約において明確な規定が設けられていない、新しい種類の知的所有権をも加えた包括的なルールが規定され、最低限守られるべき保護基準（ミニマム・スタンダード）や権利行使上の規定が定められた。これにより、先進国も発展途上国も等しく、WTO加盟国はこれら規定を遵守することが求められる。

ウルグアイ・ラウンドにおいて知的所有権問題を取り上げる際、米国の強いイニシアティブが働いていたことは、よく知られている。本稿では、米国が80年代以降、知的所有権の国際的保護強化を強く求めるに至った背景を踏まえつつ、その戦略を通商政策の観点から捉え、考察する。さらに、ウルグアイラウンド交渉の経緯と成果を概観した上で、米国の政策のもたらした貢献と問題点を指摘する。

I. 米国の通商政策と知的所有権保護

WTO体制において、国際的な知的所有権保護制度が格段に整備されることになったが、それを強く求め、様々な行動を積極的にとってきたのは米国であった。R & D投資の加速化、経

*経営情報学科—国際貿易論

Department of Business Administration and
Information Science—International Trade.

済のソフト化、技術集約的製品貿易の拡大²と
いった国際的な保護強化の要請の中で、米国に
とって知的所有権の国際的保護強化は特別の意
味を持っていた。そこで以下では、知的所有権
問題をGATTに持ち込み、ウルグアイ・ラウン
ドにおいてイニシアティブを発揮した米国の経
済的背景について概観し、米国のとった対外政
策について検討してみよう。

1. 知的所有権保護強化の背景

米国が知的所有権の国際的保護を強く求める
ようになった背景として、米国の主要産業の国
際競争力低下に対する米国政府の危機感が指摘
される。第2次世界大戦後、米国は圧倒的な技
術力の下で世界最大の生産力を誇っていたが、
1971年に今世紀に入って初めて貿易収支赤字を
記録した。その後、1973年と1975年にいったん
黒字を回復するものの、1976年以降貿易赤字が
定着することになる。その後も貿易赤字は拡大
を続ける。77年には300億ドルを超え、83年
には670億ドル、84年には1120億ドルと米国の
貿易赤字は拡大を続け、87年には1700億ドルに達
した³。また、この貿易赤字の約3/4は工業製
品の赤字であり、米国で生産された製品の70%
が輸入あるいは輸出市場での国際競争に直面し
ていたという⁴。

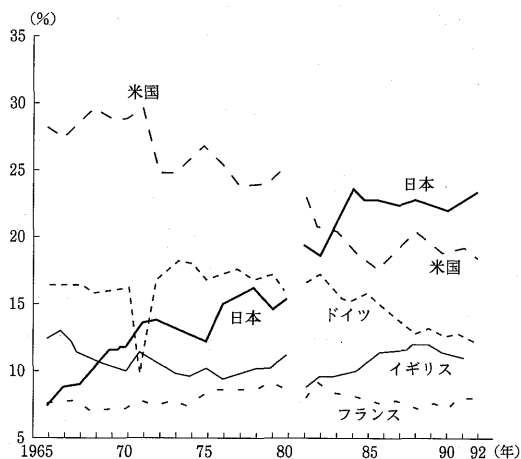
貿易収支の悪化は、80年代における米国の不
均衡なマクロ経済政策により説明される。しか
しながら、こうした悪化は部分的には米国企業
が直面してきた競争圧力によるものであり、ハ
イテク産業においてはとりわけそうであろう。
先進国のハイテク製品の輸出に占める米国のシェ
アは、70年代以降、低下し続けており、83年以
降は日本のシェアを下回っていることがわかる
(＜図表1＞参照)。これは不均衡なマクロ政
策への移行よりもかなり以前からの傾向である。
実際、鉄鋼、自動車、家電、さらには半導体と
いった米国の代表的な産業における国際競争力
が後退し、産業の国際競争力、とりわけ先端技
術産業における国際競争力の低下について、広
く認識されるに至った。

ところで、＜図表1＞のハイテク製品貿易は

技術を体化した製品の貿易である。体化されて
いない技術自身(特許等のライセンスからの
ロイヤリティによって測定される)の技術
貿易については、米国は何十年もの間、圧倒的
な技術輸出国となっている(＜図表2＞参照)。
米国にとってそれまでに投下された研究開発費
は膨大であり、それによる科学技術力、とりわ
け基礎的技術の蓄積は最大の優位であった。

こうした状況の下、米国はハイテク産業再建
へ向けて様々なプログラムが取り上げられ、米
国の技術優位を確保し、国際競争力を強化する
政策が打ち出された。中でもとりわけ重要な

＜図表1＞ 主要国のハイテク製品輸出額の
シェア



(注) 1965～80年と1981～1992年では集計対象とし
ている国が異なるため注意を要するが、全体
の傾向をみるため同一グラフとした。総計額
はグラフに示した米国、ドイツ、フランス、
イギリス、日本に加え、以下の国を含む。19
65～80年：オーストリア、ベルギー、カナダ、
デンマーク、イタリア、オランダ、ノルウェー、
スウェーデン、スイス、1981～1992年：オー
ストリア、オーストラリア、ベルギー、ルク
センブルグ、カナダ、デンマーク、フィンラ
ンド、ギリシア、アイスランド、イタリア、
オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、
ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイ
ス、トルコ(=OECD加盟国)

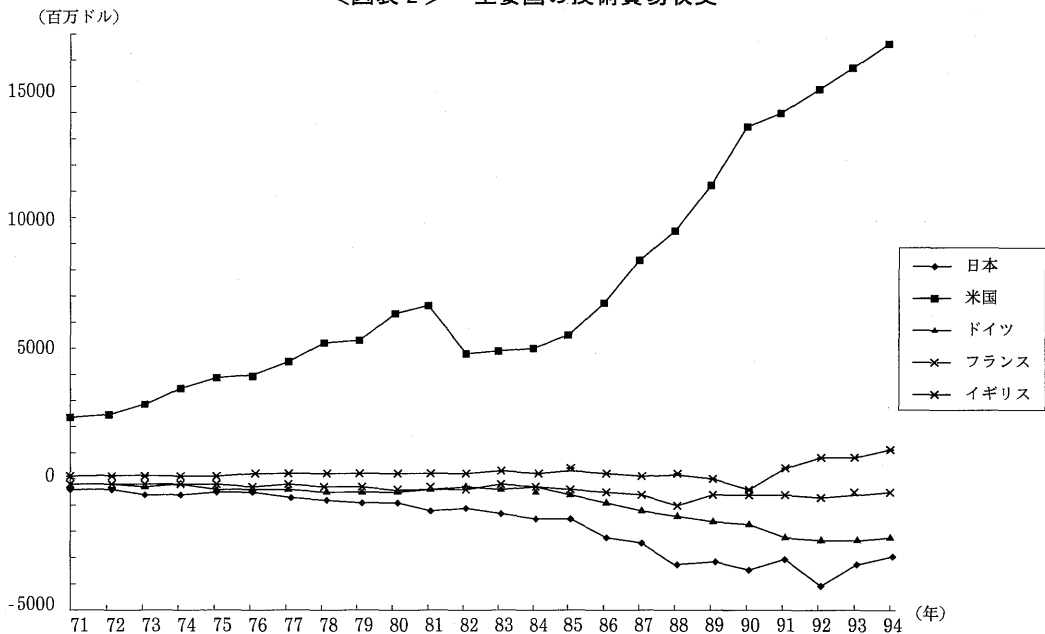
(出所)『科学技術白書(平成7年版)』40ページ

はいわゆる「ヤングリポート」(85年1月)である。そのリポートでは、「米国の技術力は依然世界の最高水準にある」とした上で、それが製品貿易に反映されないのは「各国の知的所有権保護が不十分なため」であり⁵、産業競争力の回復のためには「こうした国々の知的所有権保護の強化」を求めるべきとした⁶。

この「ヤング・レポート」による知的所有権保護強化の提言に対応して、レーガン大統領に

よる「通商政策アクションプログラム」(1985年9月23日)や、USTRによる「知的所有権に関する戦略」(1986年9月)が発表された。ここでは、①国内における知的所有権保護法制を強化した上で、②GATTの場を中心とした多角的交渉を押し進めていくとともに、③2国間交渉を通じて各国に知的所有権保護強化を求めていく方針を打ち出している。

＜図表2＞ 主要国の技術貿易収支



(注) ドルへの換算は IMF International Financial Statistics による

(資料) 日 本 日本銀行「国際収支統計月報」

米 国 Department of Commerce, *Survey of Current Business*

ド イ ツ Deutsche Bundesbank, *Zahlungsbilanz-statistik*

フランス Ministère de L'économie et des Finance, *La Balance des Paiements et la Position Exterieur de la France*

イギリス Department of Trade and Industry, *Business Monitor, Overseas Transactions* (1979年までの値),
Central Statistical Office, *Overseas Earnings from Royalties and Services* (1980年以降の値)

2. 米国内における知的所有権政策の変化

国内的にも、知的所有権、とりわけ特許権の保護が強化された。米国の知的所有権政策は、70年代まではアンチパテントの傾向であり、特

許権等の知的所有権保護よりも、反トラスト法の運用に政策の重点がおかれていた。ところが、80年代に入ると、その政策は大きく方向転換し、米国内の特許制度について多くの改革が行なわ

れることになる。なかでも著しい成果を発揮したのが、1982年の連邦巡回区控訴裁判所（CAFC: Court of Appeals for the Federal Circuit）の創設であった。CAFCは全米の連邦地方裁判所の特許侵害事件第一審判決に対する控訴事件を全て管轄する第二審裁判所であり、創設後、特許権保護を強化する判例を確立した。CAFC創設以前には、特許侵害訴訟で特許の約60%が無効とされたのに対して、創設後においては侵害訴訟で無効とされる特許は30%にすぎなくなったという⁷。

3. 2 国間交渉

対外的には、2国間交渉が活用された。80年代に入り、とりわけ84年以降、外国における知的所有権保護が適切でない場合、それを不公正な貿易政策・措置（Unfair Trade Policies and Measures）とみなし、報復措置をちらつかせることで、各国に知的所有権保護の改善・強化を求めた。そこでは米国の経済的・政治的優位が十分に発揮されることになる。

その根拠規定として、知的所有権を侵害する製品の輸入を禁止する1933年関税法337条、「不公正な」貿易慣行を行う国に対して制裁措置を発動する1974年通商法301条、及び1988年包括通商競争力法のいわゆるスーパー301条・スペシャル301条がある。また、途上国に対する特惠関税も利用された。1983年のカリブ海諸国経済復興法（Caribbean Basin Economic Recovery Act）においては、米国の特惠関税を受ける条件として、各国が適切な知的所有権保護を行っているかを決定する権限が大統領に与えられている。1984年通商法により改正された一般特惠関税（Generalized System of Preference:GSP）においても、大統領は知的所有権保護が不十分な国に対してGSPを適用しないとする決定を行なう権限を持っている⁸。

（関税法337条）

まず、関税法337条の強化について見てみよう。関税法337条は、米国への製品の輸入または輸入製品の米国での販売において、不公正な競争方法または不公正な行為が行なわれるのを

防ぐための規定であり、知的所有権侵害のケースにもっとも頻繁に用いられてきた⁹。米国国際貿易委員会（ITC）は、337条違反の有無を決定する権限を持ち、訴えに対し調査を開始し、12カ月以内（より複雑なケースについては18カ月）に結論を出す。従来、337条違反が成立するためには、その不公正な競争方法が効率的かつ経済的に運用されている米国の産業に実質的損害を与えるか、または実質的損害を与える傾向を持つものでなければならぬとされていたが、1988年包括通商競争力法により、被害を立証しなくても、知的所有権侵害を示すだけで輸入の差し止めができるよう改正された。そもそも特許侵害等の複雑な問題を扱うにもかかわらず、審理期間が12カ月又は18カ月と制限されている上、産業被害要件が削除されたため、一層濫訴が誘発されたと言われている。また、侵害物品でないものが誤って輸入禁止とされた場合、上訴で排除命令が取り消されたとしても、その間の輸入品の通関停止によって生じた損害は弁済されない。そのため、ITCが決定を下す前に外国企業が特許権や著作権に対するロイヤリティーを支払うとする契約を米国企業と結ぶ傾向にあるという¹⁰。

GATTにおいては、特許等の知的所有権を侵害する商品の輸入を排除すること自体は、GATT 20条（d）により例外的に認められている。しかしながら、その手続きは差別的であり、内国民待遇規定違反であるとするパネル報告がGATT理事会で採択されている（1989年11月）。それにもかかわらず、米国はその後従前の手続きを維持し、本条項に基づき調査を頻繁に行っている¹¹。

（通商法301条）

一方、1974年通商法301条は米国の輸出市場への参入機会を確保する手段を提供することを目的とし、大統領に外国の不公正な貿易慣行に対して報復する広範な権限を与えるものである。84年通商法による改正では、USTRAは企業からの申し立てを待たずして301条調査を開始する権限が与えられた。

1974年以来1995年末までに301条に基づき調査が開始された件数は101件であり、実際に制裁措置が発動されたのは11件である¹²⁾。この11件中、知的所有権関連のものは、2件であり、両方とも対象国はブラジルであった。そして、その制裁内容は、紙製品、医薬品、家電製品に対して100%の相殺関税を課するとするものであった。

(スーパー・スペシャル301条)

さらに、1988年包括通商競争力法 (Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988) 第1301条による修正により、従来は大統領の権限であったクロ判定および制裁措置発動の権限はUSTRに移管され、報復措置をより簡単に採用できるようにした。また、同法1302条により、いわゆるスーパー301条が追加された。通常の301条においては、企業からの提訴に基づいてUSTRの調査が開始されるのに対して、スーパー301条ではそうした調査開始までの手続きが自動化され、行政当局の裁量権はいっそう狭められた¹³⁾。

また、同法1303条により1974年通商法182条が改正された。これがいわゆるスペシャル301条である。スペシャル301条は、知的財産の十分かつ効果的な保護を否定する国、または知的財産に依拠した米国人の公正かつ公平な市場アクセスを否定する国を、USTRが「優先国」として特定し、貿易障壁年次報告書の提出後30日以内に調査を開始することを義務づけている¹⁴⁾。調査期間は通常の301条調査よりも短く、6カ月(より複雑なケースでは9カ月)として、より迅速な手続きが規定されている。

実際には、89年、90年には、監視国、優先監視国に指定される国はあったものの、各国との交渉が進展しているものとしてスペシャル301条の優先国に指定される国はなかった。しかしながら、3年目の1991年には、ウルグアイ・ラウンドのTRIPS交渉が難航していたこともあり、インド、タイ、ブラジルが優先国に指定されることとなった(＜図表3＞参照)。

(具体的事例)

米国は関税法337条、通商法301条に基づく一

＜図表3＞ スペシャル301条優先国

年	優先国
1989	なし
1990	なし
1991	インド、ブラジル、タイ
1992	インド、タイ、台湾
1993	インド、タイ、ブラジル
1994	インド、タイ
1995	なし
1996	中国

方的アプローチにより、多くの発展途上国の知的所有権制度を改革させてきた。とりわけ、韓国、メキシコ、タイ、ブラジルは301条の影響を強く受けた。知的所有権保護制度の改善ということ自体は、歓迎されるべきことであろう。しかしながら、問題となるのは、米国が自らの経済的・政治的優位を発揮してかけた圧力であり、それにより、米国は自国民・企業に対する特別優遇措置を獲得することになった。

韓国は、米国の圧力により、87年7月に特許法を改正した。従来、製法特許しか認めていなかったが、物質特許も認めることとしたものである。この改正において、韓国は米国にのみ特別の優遇措置を認めた。その内容は、改正特許法施行以前に米国企業が韓国特許庁に申請した製法特許について、物質特許への変更を認めるとするものであった。これは、301条による制裁発動という威嚇を背景として、韓国がのめされた特例措置であり、多角的貿易体制を基本とするGATT/WTOの理念と相容れないものである。

4. 多角的アプローチ

米国はまた、多角的交渉にも積極的に取り組んだ。知的所有権に関する国際的な取り決めとしては、特許権、商標権、意匠権等の工業所有権に関してはパリ条約(正式には「工業所有権の保護に関するパリ条約」)が、著作権に関してはベルヌ条約がある。また、それら条約を管

掌する国際機関として世界知的所有権機関(WIPO:World Intellectual Property Organization)があり、知的所有権の国際的な問題を検討したり、途上国への教育・普及の活動を行なっている。

しかしながら、米国はWIPOよりもGATTを重視する路線をとった。WIPOには拘束力のある決定をしたり、制裁を課したりする権限はない。また、WIPOは加盟国の多数決で運営されている。従って、メンバー数の多い途上国側の発言力が強くなり、米国の意に沿うような国際的な合意の成立は期待しにくい。WIPOに対して不満を持つ米国は、先進国の発言力の強いGATTの場で扱おうとしたのである。

II. WTO体制における知的所有権

1. ウルグアイ・ラウンド交渉とWTO協定

1986年9月、南米ウルグアイのプンタ・デル・エステで開始が宣言されたウルグアイ・ラウンド交渉は、第8回目の交渉であったが、1993年12月15日について決着し、「WTO協定」(正式名:Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization)が1995年1月1日に発効した(＜付表1＞参照)。

従来のGATT規定が「暫定的」に適用されていたのに対して、WTO協定の結果、世界貿易機関(WTO:World Trade Organization)が設立され、初めて正式な国際機関としての位置づけがなされることとなった。また、従来のGATTがモノの貿易についてのみ規律するのに対して、WTO協定においてはサービス貿易(金融、海運、電気通信、流通サービス等)や知的所有権といった新分野においても、最恵国待遇、内国民待遇等の原則が確立され、より包括的な多角的貿易体制が成立することとなった。

知的所有権問題に関しては、「WTOを設立するマラケシュ協定付属書1C」として「知的所有権の貿易関連側面に関する協定」(TRIPs協定)が参加国の一括受諾¹⁵の対象として調印された。このTRIPs協定は、交渉内容を「貿易に対する悪影響」に限定することを強く求めていた発展

途上国に配慮して名称こそ「貿易関連側面」となっているが、その内容は知的所有権の保護基準をも定める、かつてない包括的なものとなっている。

以下では、WTO協定の成立により、知的所有権に関する国際規律がどのようなものとなったかを検討することとしたい。

2. TRIPs交渉の経緯

GATTにおいて知的所有権関連の問題が取り上げられたのは、ウルグアイ・ラウンドが初めてではない。東京ラウンドの最終段階において、米国はECとともに、不正商標商品の貿易防止のための協定を求めたが、交渉参加国の合意が得られず、協定成立には至らなかった。

米国は1982年のGATT閣僚会議において、知的所有権、サービス貿易、投資と行った新しい問題に関するワーク・プログラムの確立を求めた。これが新ラウンドにつながることになる。その当時、米国は国際的な保護強化を強く求め、保護レベルを定める包括的ルール作りを目指し、イニシアティブを発揮したが、日本もこれに基本的には共同歩調を取った。ECは知的所有権関連の問題を取り扱うためのフォーラム(WIPO)が存在することもあり、知的所有権のような複雑な問題をGATTに持ち込むべきではないとした。また、こうした対立の激しい問題がGATTに持ち込まれることで、GATT交渉そのものを崩壊させてしまうのではないかという危惧もあった。しかしながら、当初、保護基準の議論には消極的であったECも、不正商品問題が深刻なこともあり、次第に日米と歩調を合わせるようになった。

他方、発展途上国は、米国等の主張する知的所有権問題は貿易問題とは言えず、GATTには知的所有権のルール作りのマンデート(権限)はないものとして(マンデート論)、そうした問題はWIPOにおいて扱われるべきと主張した。とりわけインドとブラジルは強く反対を続けた。このように先進国と発展途上国との間には激しい意見の対立があったため、ウルグアイ・ラウンド交渉開始からしばらくは、実質的議論は行

なわれなかった。

しかしながら、1989年に行われたウルグアイ・ラウンド交渉の中間レビュー会合において、マンドート論を一時棚上げし、知的所有権問題の規律をGATTに取り入れるか否かは交渉の最後に決定するとの合意の上で、実質議論に入るという妥協が成立した。

その後、交渉は90年のブリュッセル閣僚会議の後に一時的に中断されたものの、継続され、急速に交渉が進展することになった。そして、91年12月にダンケルGATT事務局長による包括的最終合意案（いわゆるダンケルペーパー）の一部としてTRIP協定案が提出された。同協定案に対しては、いくつかの国から修正案が出されたが、最終的にはほぼダンケルペーパーのまま93年12月に実質合意がなされるに至った。

3. TRIPs協定

TRIPs協定は、第1部から第7部の73条からなり、保護水準、権利行使手続、紛争解決手続等が詳細に規定された協定である。〈付表2〉には、同協定の概要を列挙した。以下ではその内容を簡単に見てみよう¹⁶。

3. 1 基本原則

本協定では、本協定の規定を遵守するために国内法令の整備を各国が行う義務を課した上で、TRIPs協定に反しない限り本協定よりも高い保護水準を国内法で与えてもよいとした。すなわち、本協定は遵守すべき保護の最低水準（ミニマムスタンダード）を定めるものであるが、その水準は今日の主要先進国のレベルに匹敵するものである。

また、既存条約との関係については、既存のバリ、ベルヌ条約等の保護レベルに上積みして、より高い保護を課するものと規定されている。

基本原則として、内国民待遇（national treatment）と最恵国待遇（most-favored-nation treatment）の原則が設けられた。既存の条約においては内国民待遇が存在していたが、ウルグアイラウンド交渉中、韓国が米国の発明に限って医薬品の特許を認めるという取り決めが行われた経緯から、最恵国待遇も定められることとなっ

た。

3. 2 保護基準（standard）

TRIPs協定第2部においては、対象となる知的所有権として、特許権（patents）、著作権（copyrights）、商標権（trademarks）、半導体集積回路配置（layout-designs of integrated circuits）、地理的表示（geographical indications）、意匠権（industrial designs）、トレード・シークレット（trade secrets）の7種を明示し、その保護基準を規定している。

特許についてはTRIPs交渉において最も議論のなされたところである。特許対象については、発明地、原産地、技術分野に関わらず、若干の例外を除きあらゆる分野の製品および製法がカバーされるべきとされた。例外は動植物の生命や健康、あるいは環境の保護のためのものである。診断、治療および外科的方法、微生物以外の動植物、動植物の生物学的な製造方法については特許対象から除外される。特許期間は出願日から20年となった。

強制実施許諾権（compulsory licensing）は南北対立の激しかった問題であった。この制度の厳格な運用を求める先進国に対して、発展途上国は先進国の技術独占につながるとして反対していた。結局、制度そのものは認められたが、その発動条件が詳細に規定された。

著作権については、ベルヌ条約による基準の遵守義務を規定した。すなわち、著作権の保護期間は著作者の死後（最低）50年である。さらに、コンピュータープログラムに関しても、literary worksとして保護することが規定された。また、コンピュータープログラムの著作者に初めて貸与（レンタル）許諾権（禁止権）が与えられた。

商標権については、商標権者はその利用が混乱を招くような同一あるいは類似の商標を他者が利用することを禁じ、その使用権を占有できることが規定されている。保護期間は最低7年間である。また、特許権等と異なり、事実上無期限の登録の更新ができる。

また、パリ条約に明記されていない新しいカ

テクノロジーとして、半導体集積回路配置とトレード・シークレットに関する規定が設けられた。

3. 3 知的所有権の執行 (enforcement)

既存の諸条約では執行は各国の国内規則に委ねられており、知的所有権の執行は国によりまちまちであった。TRIPs協定においては、権利の実現のため、国内において公平・公正・適正な権利執行手続きを整備することを規定し、執行面での国際的調和を計った。また、知的所有権侵害物品に対する水際における効果的な防止措置を取るべく、税関による国境取り締まりに関する規定が設けられた。

3. 4 紛争の解決

既存の諸条約においては、独自の紛争処理制度を持っていなかったが、TRIPs協定の下ではWTOの紛争処理手続きが使えるようになった。但し、協定違反には至らないが、協定上の利益が無効化するような効果を持つケースである、いわゆるノンバイオリレーション・ケース (non-violation case) には適用されないこととなった。

4. 残された問題

ーハーモナイゼーションの側面ー

TRIPs協定により、知的所有権の国際的な保護制度が飛躍的に整備されることとなった。その一方で、先進国間の知的所有権保護制度の調整はほとんど棚上げされたままとなってしまった。

米国、EU、日本と言った先進国においては、特許、商標、あるいは著作権等の知的所有権保護制度は整備されており、その保護レベルは各国ほぼ同等である。しかしながら、制度の差異自体、とりわけ先端技術における新しい分野の保護形態の差異は各国の利害が絡み、国際的な摩擦の種になりがちとなっている。

こうした、TRIPs協定において扱われていない知的所有権保護制度のハーモナイゼーションに関しては、ウルグアイ・ラウンド交渉が開始される前年の1985年からWIPOにおいて交渉が行われている。そこでは、各国ごとに相違している特許制度のハーモナイゼーションを図ることを目指して、「工業所有権の保護に関するパ

リ条約を特許に関し補完する条約」、いわゆる「特許ハーモナイゼーション条約」が検討されている。

以下では、米国、日本、ヨーロッパ間の特許制度の相違について概観し、特許ハーモナイゼーション条約がどの方向に向かっているのかについて見てみよう¹⁷。

もっとも大きな違いは、特許の出願方式の相違である。日本、ヨーロッパでは最初に出願した人に権利が発生する先願主義を取っているのに対して、米国は先発明主義¹⁸を取っており、修正が求められている。特許権は発明者に帰属すべきとする先発明主義は、理屈にはかなうものであるが、だれが発明者かを決定する際に困難が伴う場合が多い。また、米国の先発明主義には、他国民に不利なメカニズムが伴っている。すなわち、米国特許法で発明日と主張できるのは米国の領土内の発明に限定されており、外国でなされた発明の場合には、出願日をもって発明日と見なすものとされている。このため、外国の発明は発明から出願まで期間に関してハンデを負うことになり、不公平なものとなっている。

次に、出願公開制度も日本・ヨーロッパにおいては定着したルールであるが、米国にはこの制度はない。したがって、特許成立まで他社の出願動向を知ることができず、将来どのような特許が成立するのか予想できないことになる。米国の出願公開制度については、日米包括経済協議においてもその導入について合意に至っており、96年1月以降に実施されることが約束されていたが、依然、法案が審議中として実施に移されていない。

また、特許期間の適正化についても要求される。米国では特許期間は特許日から起算されるため、審査が難航し、特許成立まで複雑な手続きが繰り返された場合などにおいては、上述の出願公開制度を持たないこともあり、突然大きな特許が成立する場合がある（いわゆるサブマリン特許）。すでに周知の技術として商品化された後、特許が成立し、特許侵害と訴えられ、

莫大な特許料が要求されるケースが出てくるのである。こうしたことから、特許期間を出願日から起算することが要求されている。

一方、ヨーロッパ特許法は特許ハーモナイゼーション条約に基づく修正事項は少ない。ただし、米国が先発明主義を放棄する代償としてグレース・ピリオドを採用することとなった。

国際化の遅れている日本の特許法は、同条約による修正事項も多い。特に、審査期間の長さが問題となっており、審査期間の短縮（出願から3年以内に審査を開始、2年以内に審査を完了）が求められている。そのほかには、出願の公開時まで先行技術を調査したサーチレポートを発行すること、グレース・ピリオドの強化、均等論¹⁹の導入などが要求されている。

Ⅲ. WTO体制における知的所有権保護

TRIPs協定により、WTO加盟国すべてがいくつかの新種を含めた知的所有権を包括的に保護することになる。また、保護の最低基準が規定され、保護の行使も確保される。発展途上国がTRIPs協定を受け入れたことは、ウルグアイ・ラウンドや多角的貿易体制に果たした大きな貢献と言えよう。この背景には、農業や繊維といった分野での市場アクセスの自由化等の発展途上国にとって有益な交渉項目について合意がなされないことに対する危惧や、米国の一方的措置による解決よりも多角的なメカニズムを通じての解決を求めたことなどがあろう。

また、従来の知的所有権条約は紛争解決機能を備えていなかったが、今後はWTOの紛争解決制度を利用することになり、多角的な紛争解決制度を利用できるようになった。

GATT体制の下でも紛争解決手続は存在していたが、パネル設置やパネル報告の採択等がコンセンサス方式²⁰に基づいていたため、有効に

機能していなかった。このため、米国はしばしば通商法301条等を利用した「脅し」により問題の解決を繰り返してきた。このような一方的措置は、GATT/WTO体制の無差別・相互主義原則等の基本理念に反するだけでなく、「不公正」慣行の定義が非常に不明瞭であり、その運用が恣意的であるなど多くの問題を含んでいる。

WTOの紛争解決手続においては、紛争処理機関（一般理事会が兼務）が全会一致で否決しない限り採択されるという、ネガティブ・コンセンサス方式に改められた。これにより、パネルの設置、勧告の採択、勧告に従わない場合の対抗措置の発動までの自動性が確保されることになった。また、紛争処理期間についても、全体を15カ月とし、各段階ごとに期限を設け、紛争処理の迅速化が図られた。

また、WTO協定違反により不利益を受けた際、その判断はWTOの紛争解決手続を利用しなければならないことが明文化され、301条等による一方的措置は大きく制限されることになる。

米国は、WTO協定でカバーされていない分野においては引き続き301条を利用して制裁措置を発動できるものとしており²¹、依然として米国による制裁発動の威嚇による一方的措置が行なわれている²²。WTO協定でカバーされない分野であっても、発動された措置自体がWTO協定違反であれば、その措置を対象としてパネル提訴することが可能である。各国は、一方的措置が発動された場合には、WTOの紛争措置手続にそって解決を求めていくべきであろう。

WTO体制の下での知的所有権保護や紛争解決手続は紛れもなく多角的なものであるが、それが一方主義をいかに排除するかは、今後の運営にかかっているのである。

<付表 1> WTO協定の概要

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (WTO協定本体)

附属書一

附属書一 A 物品の貿易に関する多角的貿易協定

- ・千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定
(千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書)
- ・農業に関する協定
- ・衛生植物検疫措置の適用に関する協定
- ・繊維及び繊維製品に関する協定
- ・貿易の技術的障害に関する協定
- ・貿易に関連する投資措置に関する協定
- ・千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定
第六条の実施に関する協定 (ダンピング防止措置に関する協定)
- ・千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定
第七条の実施に関する協定 (関税評価に関する協定)
- ・船積み前検査に関する協定
- ・原産地規則に関する協定
- ・輸入許可手続に関する協定
- ・補助金及び相殺措置に関する協定
- ・セーフガードに関する協定

附属書一 B サービスの貿易に関する一般協定

附属書一 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

附属書二

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解

附属書三

貿易政策検討制度

附属書四 (複数国間貿易協定)

民間航空機貿易に関する協定

政府調達に関する協定

国際酪農品協定

国際牛肉協定

(注) 附属書一～三が一括受諾の対象である。附属書四は、東京ラウンド諸協定のうちウルグアイ・ラウンドの交渉分野とされなかったものであり、WTO加盟国であってもこれらの協定を受諾しなければならない義務はない。

(出所) 外務省経済局国際機関第1課 (1996) p. 38

<付表2> TRIPs協定の概要

第一部 一般規定及び基本原則

- ・最低限の保護義務の規定（第一条1）
- ・協定の対象とする知的所有権の範囲（第一条2）
- ・パリ条約の規定の遵守義務（第二条）
- ・内国民待遇（第三条）・最恵国待遇（第四条）
- ・内国民待遇及び最恵国待遇の例外（第五条）
- ・平行輸入の扱い（消尽）（第六条）
- ・目的、原則（途上国条項）（第七条、第八条）

第二部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準

第一節 著作権及び関連する権利

- ・ベルヌ条約の規定の遵守義務（第九条1）
- ・ベヌル条約の規定を確認し又は補完する規定
著作権の保護の及ぶ範囲（第九条2）、コンピュータ・プログラム等の保護（第十条）、保護期間（第十二条）、権利の制限及び例外の限定（第十三条）
- ・ベルヌ条約に規定されていない新たな権利
貸与権（コンピュータ・プログラム及び映画の著作権について）（第十一条）
- ・著作隣接権に関する規定
実演家、レコード製作者及び放送機関の保護（第十四条）、レコード製作者等の貸与権につき、第十一条の規定を準用（第十四条4）

第二節 商 標

- ・パリ条約の規定を補完する規定
保護の対象（サービス・マークについても商標として保護）（第十五条）、権利の内容（第十六条）、権利の限定的な例外（第十七条）、保護期間（第十八条）、商標維持の要件としての使用（第十九条、第二十条）、使用許諾及び譲渡（第二十一条）

第三節 地理的表示

- ・地理的表示一般の保護
商品の原産地について公衆を誤認させるような方法での地理的表示の使用及び不正競争行為を構成する使用を防止するための法的手段の確保（第二十二条2(a)及び(b)）
- ・ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の追加的保護
ぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示の使用を保護するための法的手段の確保（第二十三条1）、そのような地理的表示を含む商標登録の拒絶等（同条2）、多数国間の通報・登録制度設立のための交渉（同条4）
- ・今後の保護強化に向けての加盟国間の交渉及び既得権の保護
保護強化に向けての加盟国間の交渉、TRIPS理事会の役割及び現在の保護水準維持義務（第二十四条1ないし3）、ぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示の善意の使用者等の保護（同条4）、善意で登録された地理的表示等を含む保護（同条5）、商品又はサービスの一般名称、事業者の名称等と同一の地理的表示の保護の制限（同条6及び8）、原産国において保護されていない地理的表示等の保護の制限（同条9）

第四節 意 匠

- ・パリ条約の規定を補完する規定
保護の要件（第二十五条）、権利の内容及び保護期間（第二十六条）

第五節 特 許

- ・パリ条約の規定を補完する規定

特許の対象（第二十七条1）、対象から除外できるもの（同条2及び3）、権利の内容（第二十八条）、権利の限定的な例外（第三十条）、特許権者の承諾を得ていない第三者の使用（政府使用を含む。）に関する条件（第三十一条）、取消又は消滅（第三十二条）、保護期間（第三十三条）、方法の特許に関する民事上の手続きにおける立証責任（第三十四条）

第六節 集積回路の回路配置

- ・集積回路についての知的所有権に関する条約の規定の遵守義務（第三十五条）
 - ・集積回路についての知的所有権に関する条約の規定を補完する規定
- 権利の内容（第三十六条）、権利の制限（第三十七条）、保護期間（第三十八条）

第七節 開示されていない情報の保護

- ・開示されていない情報の開示、取得又は使用を防止する可能性の確保（第三十九上2）
- ・政府又は政府機関に提出される試験データその他のデータの不正な商業的使用からの保護及び開示からの保護（同条3）

第八節 契約による実施許諾等における反競争的行為からの規制

- ・契約による実施許諾等における反競争的行為の規制を国内法により行いうることの確認規定（第四十条1及び2）
- ・加盟国間の協力（協議及び情報提供）（同条3及び4）

第三部 知的所有権の行使

第一節 一般的義務（第四十一条）

- ・一般的義務（第四十一条）知的所有権の侵害行為に対する効果的な措置を可能とするための行使手続きの確保、公平かつ公正な手続き、当事者外見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく判断、司法審査の機会の保障、特別の司法制度の設立を義務付けるわけではないことの確認等

第二節 民事上及び行政上の手続及び救済措置

- ・民事上の手続が従うべき原則に関する規定公正かつ公平な手続（第四十二条）、証拠の提示等（第四十三条）権利者に対する情報の提供（第四十七条）手続により損害を受けた者に対する賠償（四十八条）
 - ・救済措置の内容に関する規定
- 差し命令（第四十四条）、損害賠償（第四十五条）、他の救済措置（侵害物品及び関連物品の廃棄等）（第四十六条）
- ・一定の行政手続が従うべき原則に関する規定（第四十九条）

第三節 暫定措置

- ・暫定措置に係る手続が従うべき原則に関する規定
- 税関当局による物品の解放の停止（第五十一条）、申立の手続（第五十二条）、担保等の提供を要求する権限（五十三条）、当事者への通知（第五十四条）、解放の停止の期間（第五十五条）、手続により損害を受けた者に対する賠償（第五十六条）、物品の点検及び情報に関する権利（第五十七条）
- ・職権による国境措置が従うべき原則に関する規定（第五十八条）
 - ・救済措置の内容（第五十九条）、少量の非商業的輸入の許容（第六十条）

第五節 刑事上の手続（第六十一条）

第四部 知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続

- ・権利の付与又は登録の手続の合理的な期間内における実施（第六十二条2）、経理の取得又は維持に関する手続及び行政上の取り消し等の当事者間手続への第四十一条の2及び3に定める一般原則の準用（同条4）

第五部 紛争の防止及び解決

- ・透明性の確保（第六十三条）
- ・紛争解決（千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定の準用）（第六十四条）

第六部 経過措置

- ・経過措置
すべての加盟国につきWTO協定発効後一年間の適用猶予期間（第六十五条1），及び市場経済に移行中の旧計画経済諸国につき追加的に4年の猶予期間（＝計5年）（同条2及び3），開発途上国につき，物質特許適用に関し追加的にさらに5年の猶予期間（＝計10年）（同条4），後発発展途上国につき追加的に10年の適用猶予期間（＝計11年）（第六十六条）
- ・技術協力（第六十七条）

第七部 制度上の措置及び最終規定

- ・TRIPs理事会（協定に基づく義務の遵守の監視，加盟国の協議の機会の提供，紛争解決手続において加盟国が要請する支援の提供その他任務の遂行）（第六十八条）
- ・国際協力（第六十九条）
- ・加盟国が協定を適用する際の既存の対象の扱い（第七十条）協定適用ののに行なわれた行為については義務なし，協定適用の日における既存の保護の対象については一定の要件のもとに義務を生じる，医薬品及び農業用化学品に特許を認めてこなかった国についての経過的な保護義務（特許術願の受け付け及び排他的販売権の付与）
- ・検討及び改正TRIPs理事会による協定の実施の検討及び一定の条件を満たす場合の簡易な改正の手続（第七十一条）
- ・留保（第七十二条）安全保障上の例外（第七十三条）

（出所）外務省経済局国際機関第1課（1996）pp. 513-517

（注）

- 1 ウルグアイ・ラウンド交渉は1986年9月から1993年12月まで7年半に及んだ。WTOは1995年1月1日に発足した。
- 2 Maskus（1990）参照
- 3 『外国経済統計年報』（日本銀行国際局），1995年
- 4 Aho（1988）参照
- 5 米国では，海外における知的所有権制度が不適切なため，被った米国企業の損害額を推定する試みがいくつか行われている。代表的なものとして，米国企業736社に対してアンケートを行なったITC（米国国際貿易委員会）による調査がある（USITC（1988））。これによると，アンケートに回答を寄せた米国企業431社について，知的所有権保護が不十分なため国内外で被った被害額は

1986年において238億ドルであり，これは知的所有権関連売上高の2.7%にあたるという。これらの損失額をもとに推計すると，全米国企業の損失額の総計は430億ドルから610億ドルの間になるという。一方，海外の知的所有権保護が不十分なために失われた輸出額は，61.6億ドルとなっている（＜図表4＞）。雇用に対する影響についても，回答のあった43社によれば，知的所有権保護が不十分であったため，5374人の雇用が失われたという。また，別のITCの調査によれば，アパレル及び靴，化学及び関連製品，自動車部品・アクセサリ，レコード・テープ，スポーツ用品の5分野において，外国の知的所有権侵害により131000人の米国の雇用が失われたとしている（1982年）。

6 *Global Competition* p. 310

- 7 塩入 (1993) p. 48
- 8 Bayard (1994) p. 193
- 9 Mody (1990) p. 219
- 10 Mody (1990) p. 222
- 11 通商産業省通商政策局 (1996) pp. 270-271
- 12 通商産業省通商政策局 (1994) p. 286
- 13 スーパー301条は1988-90年の期限付きで導入された時限立法であったが、クリントン政権は選挙公約により、1994年3月に同条項を復活させた。
- 14 通商産業省通商政策局 (1994) p. 294
- 15 一括受諾 (シングルアンダーテーク) とは、WTO協定の付属書1の物品の貿易に関する多角的貿易協定、サービスの貿易に関する一般協定及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定、付属書二の紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解、付属書三の貿易政策検討制度 (これらを一括して「多角的貿易協定」という) のすべてをまとめて受諾することである。従来のGATT体制の下では、GATTの一般協定は全てのGATT締約国に適用されるが、東京ラウンドで交渉された12の諸協定 (アンチダンピング協定、補助金及び相殺措置に関する協定、輸入許可手続きに関する協定等) への参加は交渉国の自由とされていたので、10~40数カ国が参加するにとどまっていた。これまで補助金やアンチダンピング等のルールが存在していたが、途上国が未加入であったため規律の及ばなかった分野にも多角的なルールが適用されることになる。従って、これまで必ずしも十分にはGATTの国際ルールが適用されてこなかった発展途上国についても、一定の経過期間の設定等の配慮規定が設けられているものの、基本的には先進国と同一のルールが発展途上国にも適用されることとなる。一括受諾については、外務省経済局国際機関第1課 (編) (1996) pp. 13-14を参照
- 16 詳しくは、外務省経済局国際機関第1課 (1996) pp. 518-562参照
- 17 特許ハーモナイゼーション条約については、塩入明 (1993) pp. 173~191参照
- 18 先発明主義を採用している先進国は米国のみである。ただし、発明後1年以内に出願がなされ

なければならないという制限がある。

- 19 均等論とは、特許クレームに直接触れなくとも、それと機能・手段・結果が実質的に同一であれば侵害であるとする判例法である。
- 20 コンセンサス方式では、パネル設置やパネル採択が理事会の全会一致で行なわれるため、GATT提訴され、パネルで敗れた国が採択に反対することにより簡単にこれを阻止することができた。
- 21 通商産業省通商政策局 (編) (1996) p. 304
- 22 通商産業省通商政策局 (編) (1996) p. 305

〈図表4〉 不十分な知的所有権保護による
米国の輸出の被害額

(100万ドル)	
産 業	被害額
航空機	15.2
建設資材	153.4
化 学	507.3
コンピュータ・ソフトウェア	704.8
エレクトロニクス	1571.2
娯 楽	24.3
食品・飲料	13.7
木 製 品	305.6
産業・農業機械	126.0
金属および金属製品	265.5
自動車・自動車部品	2037.0
石油精製および関連製品	52.0
医 薬 品	270.0
出版・印刷	18.8
科学・写真	3.1
繊維・衣料	26.5
そ の 他	66.0
合 計	6161.3

(出所) USITC (1988) pp. 4-8.

参考文献

- Aho, C.M. (1988), "Technology, Structural Change and Trade," in R. M. Cyert and D.C.Mowery (eds.), *Impacts of Technology on Employment and Economic Growth*. Ballinger.

- Bayad, T. O., & K.A.Elliott (1994). *Reciprocity and Retaliation in U.S. Trade Policy*. Institute for International Economics.
- Benko, R. P. (1988). "Intellectual Property Rights and the Uruguay Round," *The World Economy*, 11 (2), pp. 217-231.
- The Report of the President's Commission on Industrial Competitiveness (1985). *Global Competition: The New Reality*. G.P.O.
- Maskus, K.E. (1990). "Normative Concerns in the International Protection of Intellectual Property Rights," *The World Economy*, 13 (3), pp. 387-409.
- Mody, A. (1990). "New International Environment for Intellectual Property Rights," In F.W. Rushing & C.G. Brown (Eds.), *Intellectual Property Rights in Science, Technology, and Economic Performance: Internaional Comparisons* (pp. 203-239). Westview Press.
- Otten, A. (1995). "Improving the Playing Field for Export: The Agreements on Intellectual Property, Investment Measures and Government Procurement," In T. Cottier (Ed.), *GATT-Uruguay Round* (pp. 67-90). Verlag Stampfli.
- Preeg, E. H. (1995). *Traders in a Brave New World*. The University of Chicago Press.
- Stewart, G. R., M.J.Tawfik, & M.Irish (1994). *International Trade and Intellectual Property*. Westview Press.
- U. S. International Trade Commission. (1988). "Foreign Protection of Intellectual Property Rights and the Effects on U.S. Industry and Trade," *USITC Publication*, 2065, pp. 4-8.
- Vakerics, T.V. (1989). *Antidumping, Countervailing Duty, and other Trade Actions*. Commercial Law Center.
- Wells, L.T. (1989). "Intellectual Property and Developing Countries: Options for U.S. Policy," *Policy Focus*, No. 5.
- WTO (1995). *The Results of the Uruguay Round of Multilateral Trade Negotiations: the Regal texts*.
- 外務省経済局国際機関第1課 (編) (1996). 『解説 WTO協定』. 日本国際問題研究所.
- 塩入明 (1993). 『日米特許摩擦』. 中央経済社.
- 科学技術庁 (編). (1995). 『科学技術白書 (平成八年版)』. 大蔵省印刷局.
- 高瀬保 (編) (1995). 『増補 ガットとウルグアイ・ラウンド』. 東洋経済新報社.
- 通商産業省通商政策局 (編) (1996). 『不公正貿易報告書 (1996年版)』. 通商産業調査会.